

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024 沿革（略） <u>令和2年2月28日 一部改正</u> （以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024 沿革（略） （以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。	
（付保対象等） 第1条 甲は、<u>この特約書の各条項及び貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）</u>の定めるところに従い、 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第1に掲げる契約（以下「対象契約」という。）について、締結後、原則として対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について、甲の受ける損失をてん補する責めに任ずる。 2 （略）	（付保対象等） 第1条 甲は、 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第1に掲げる契約（以下「対象契約」という。）について、締結後、原則として対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について、甲の受ける損失を<u>この特約書の各条項及び貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）</u>の定めるところに従いてん補する責めに任ずる。 2 （略）	
第2条～第5条 （略）	第2条～第5条 （略）	
（対象契約の内容の変更） 第6条 甲は、保険契約の締結がなされた対象契約に、手続細則に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日の属する月の翌月の末日、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～4 （略）	（対象契約の内容の変更） 第6条 甲は、保険契約の締結がなされた対象契約に、手続細則に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～4 （略）	

新	旧	備考
第7条～第22条（略） 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 甲 印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	第7条～第22条（略） 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 甲 印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印	
附帯別表第1～附帯別表第4（略）	附帯別表第1～附帯別表第4（略）	